

神奈川県特別研究員制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県試験研究機関に外部の専門的知識を有する研究者を機動的・弾力的に受け入れることにより、組織の活性化・機能高度化及び新しい研究分野への取組の強化並びに県試験研究機関の研究成果の展開を強化することを目的とする。

(名称)

第2条 本制度により県試験研究機関で雇用する研究者は、神奈川県特別研究員(以下「特別研究員」という。)と称する。

(実施機関)

第3条 本制度の実施対象県試験研究機関は、別表に定めるとおりとする。

(資格)

第4条 特別研究員は、博士号取得者又はこれに準ずる研究能力を有する者で、募集する研究テーマを実施する能力を有するものとする。

(選定及び委嘱)

第5条 特別研究員は、雇用しようとする県試験研究機関の長が総合政策課長と協議の上選定し、知事が委嘱する。特別研究員の雇用の更新を行う場合も、同様とする。

2 前項の委嘱は、別記様式に定める委嘱状により行う。

(特別研究員の身分)

第6条 特別研究員は、一般職の非常勤職員とする。

2 特別研究員の雇用期間は、一の会計年度内とする。ただし、所要の審査の上継続した雇用が必要であると認めるときは、通算3年までの継続した雇用を行うことができる。

(雇用の実施)

第7条 県試験研究機関の長は、所管局総務室長を経由して総合政策課長へ次年度の特別研究員の雇用計画案について申し出るものとする。

2 総合政策課長は、前項の雇用計画案を取りまとめ、人事課長へ事前送付するとともに、所管局総務室長を経由して雇用しようとする県試験研究機関の長へ通知するものとする。

3 国等の外部資金を活用することなどに伴い、特別研究員を当該年度に機動的に受け入れる必要がある場合は、すみやかに前2項に準じた手続きをとるものとする。この場合において、第1項中「次年度」とあるのは「当該年度」と読み替えるものとする。

(選考)

第8条 総合政策課長と当該県試験研究機関の長は、募集する県試験研究機関名、研究テ

ーマ等を明示した募集要領を作成し、公募活動を行うものとする。ただし、国等の外部資金を活用する場合などにおいて、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合は、個別の選考により雇用することができる。

(特別研究員の責務)

第 9 条 特別研究員は、県試験研究機関の長の指導を受けて研究業務に従事する。

2 特別研究員が行った研究成果の取扱いは、常勤職員の例による。

3 特別研究員は、雇用期間中に行った研究成果を公表する場合は、当該研究成果に神奈川県特別研究員制度によるものであることを付記しなければならない。

(経費)

第 10 条 特別研究員は、予算の範囲内において雇用する。

2 特別研究員の給与その他研究実施に係る経費は、雇用する県試験研究機関において予算措置するものとする。

3 特別研究員の基本報酬の額は、総合政策課長の申し出により政策局総務室長が人事課長と協議の上別に定める。

(審議機関)

第 11 条 科学技術政策推進会議は、特別研究員制度の実施に関する重要な事項を審議する。

(関係規程)

第 12 条 本制度の実施に当たっては、本要領に定めるもののほか、「非常勤職員の雇用等に関する取扱要綱」の定めるところによる。

(委任)

第 13 条 特別研究員制度の実施に関し必要な事項は、総合政策課長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 6 年 4 月 11 日から施行する。

2 第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 6 年度に雇用する特別研究員の給与は、人事課計上予算により対応する。

附 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

温泉地学研究所

環境科学センター

自然環境保全センター

農業技術センター

畜産技術センター

水産技術センター

衛生研究所

別記様式（第5条関係）

委 嘱 状

（氏 名） 様

神奈川県特別研究員を委嘱します。

委嘱期間は、 年 月 日 から 年 月 日

までとします。

年 月 日

神奈川県知事 （知事氏名）